

第22回東京都廃棄物審議会

速 記 録

日 時：平成31年4月17日（水）10:00～11:28

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

○中島計画課長 定刻となりましたので、第22回「東京都廃棄物審議会」を開会いたします。委員の皆様には、本日お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます計画課長の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の開会に先立ちまして、このたび4月の人事異動で私を含めまして、事務局に異動がございましたので、異動があった者、なかった者を含めまして、改めて御紹介をさせていただきます。

環境局長の吉村でございます。

○吉村環境局長 4月1日で大幅に人事異動がございまして、恐縮でございます。

改めまして、環境局長を拝命いたしました吉村でございます。

今回の審議事項のプラスチック問題に関しましては、小池知事を初めとしまして、私も都政の最重要課題の一つと認識しております。長きにわたって活発な御議論をいただいて、本日が中間答申ということで感謝いたしているところでございます。

安井会長を初め、各委員の皆様におかれましては、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○中島計画課長 続きまして、環境局次長の奥田でございます。

資源循環推進部長の宮澤でございます。

調整担当部長の風祭でございます。

資源循環計画担当部長の金子でございます。

資源循環計画担当課長の秋田でございます。

資源循環推進専門課長の古澤でございます。

一般廃棄物対策課長の内藤でございます。

埋立調整担当課長の福安でございます。

産業廃棄物対策課長の上田でございます。

産業廃棄物技術担当課長の大藤でございます。

不法投棄対策担当課長の本立でございます。

事務局の御紹介は以上でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元に2つとめてあるものがございます。

1つが、東京都廃棄物審議会の会議の次第でございます。

資料1といたしまして、審議会委員の名簿、一枚ものでございます。

資料2ということで、「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について（中間答申）（案）」でございます。

資料3はA4横の資料でございます。「パブリックコメントで出された主な意見と対応」でございます。

資料4「最終答申に向けた主な論点（案）」でございます。一枚ものでございます。

資料5「今後の審議の進め方（案）」でございます。こちらも一枚ものになってございます。

資料6に当審議会の運営要綱をおつけしてございます。

その後ろになりますが、参考資料1としまして、国の中央環境審議会の「プラスチック資源循環戦略（案）（答申）」でございます。

最後に参考資料2といたしまして、最近の国際動向を一枚にまとめたものをおつけしてございます。

もう一つのクリップどめのものでございますが、一番上に席次がございまして、2枚目はA4横になっておりますけれども、中間のまとめから修正箇所を一覧にしたものでございまして、こちらは委員の先生の机上にのみ置いているものでございます。

今回の答申の案ということで、写しがございます。

最後に中間答申（案）でございまして、こちらは修正箇所等にアンダーラインを引いてございまして、わかりやすくなっているものでございます。

資料は以上でございまして、資料に過不足等はございますでしょうか。

何かありましたら、事務局までお声がけいただければと存じます。

続きまして、本日の出欠状況についてお知らせいたします。本審議会の委員の総数は22名でございます。蟹江委員、斉藤委員、橋本委員、杉浦委員、並木委員、細田委員、山崎委員につきましては、本日は御都合により欠席と承っております。ただいま御出席の委員数は15名でございますので、委員総数の過半数に達しており、定足数を満たしていることを御報告いたします。

事務局からは以上でございます。

また、本日もプラスチック工業連盟の岸村専務理事にオブザーバーとして御出席をいただいております。

今後の議事の進行につきましては、安井会長にお願いしたいと存じます。安井会長、よろしく願いいたします。

○安井会長 皆様、おはようございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、まずこれまでの当審議会の議論を取りまとめた中間答申（案）について議論をいただきまして、皆様の御了解をいただければ局長に中間答申としてお出しさせていただきたいと思っております。

次に、中間答申（案）の最後「今後、国際的な動向や国のプラスチック資源循環戦略も踏まえつつ、具体的な施策の構築に向けてさらに議論を深めていく必要がある」と書いてございますが、このとおりでございますので、最終答申に向けまして具体的な施策に関する議論をさらに行っていただきたいと思いますと思う次第でございます。

本日でございますけれども、最初に中間答申に関しまして、パブリックコメントで出された意見、また、前回の総会での委員の皆様の御意見を踏まえて、事務局が作成し、私がチェックしたものが中間答申（案）となっております。まずは、事務局から中間まとめからの変更点を中心に御説明をいただきまして、御議論をいただければと思います。

では、説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 私のほうから御説明を申し上げます。

最初にA4横の資料3をご覧くださいと思います。こちらの資料につきましては前回の総会で、パブリックコメントでどんな意見が出されたかということで御報告をさせていただきまして、それにどう対応していくかということについていろいろと御議論をいただ

いたところでございます。その議論を踏まえまして幾つかの御指摘がありました。パブリックコメントの意見には丁寧にお答えをするように、紋切り型にならないように、しっかり問題として受けとめるようにという御指摘をいただきましたので、そのような整理でこちらの対応表をつくってございます。

この対応を踏まえ、また、前回総会で先生方からいただいた多くの意見を踏まえて修正をしたものが資料2「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について 中間答申（案）」でございます。こちらの中間答申（案）について、修正した箇所を中心に御報告をさせていただきます。

まず、開いていただき、1ページ目の「はじめに」ということで、諮問の趣旨等について、あるいは議論の大きな経緯について記載があります。

2ページ目以降は「現状と課題」というところで、「資源利用量の増大と気候変動、生物多様性の喪失」といった全体的なところから、3ページ、4ページで「パリ協定とC02実質ゼロ」「海洋プラスチック問題」「廃プラスチックの不適正処理リスク」というところで、3つの課題を掲げているというところでございます。これが5ページの上段まででございます。さらに5ページでは「先進国の主要都市として東京が果たすべき役割」ということで、SDGsにも触れながら記載をしてございます。

6ページは、「21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿」というところで記載をしてございます。こちらについては、前回の審議会のときにSDGsのゴール8について記載が必要だという御指摘がありました。「それはSDGsのゴール8『持続的、包摂的、持続可能な経済成長』のためにも重要である」という一文をゴール12だけではなくて、こちらも掲げているというところでございます。

その下のところに①と②がございます。これは、前回御相談をしたとおりパブリックコメントの意見を踏まえまして、①の文章についてはこちらのように修正をしてございます。また、②の文章につきましても、前回御相談をしたとおり食料との競合というところでパブリックコメントの意見を踏まえた修正をしてございます。

7ページは、SDGsの12について解説をしてございます。さらにこの前後で東京が使っている資源や、フットプリントに関してずっと数字を入れてあったのですが、こちらも前回御議論をいただきました。パブリックコメントでやはりこれはわかりにくく、わかりやすい情報発信が必要だという御指摘がありましたので、当面そのページは削除して、今後わかりやすい表現の工夫をしていくということで、この時点では削除をしてございます。

8ページは、「プラスチックのフローとCO₂」ということで、長期的に目指すべきフローなどを書いてございます。

9ページ以降が「当面、都が取り組むべきプラスチック対策」というところでございます。こちらにつきましては、まず「1）ワンウェイのプラスチックの削減」というところで、9ページから記載がございます。ここにつきましては、これも見ていただきましたパブリックコメントの意見で、10ページの一番上の2行になりますが、「イベント等におけるワンウェイ容器の削減を進めるため、リユース容器・リユースカップの普及を図るべきである」とパブリックコメントの意見を踏まえて、このような修正を加えてございます。

真ん中から「2）再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」というところです。こちらに関しましては、まず「バイオマスプラスチック等が適する場合には切替えを推奨し」

というところに関しまして、パブリックコメントでも、実際にはバイオマスプラスチックに量的な限界もあるというところで、パブリックコメントの意見を踏まえて、その段落の最後のところに「技術的可能性や経済性、リサイクル性、事業者の対応可能性を考慮することも必要である」とつけ加えてございます。

11ページは、「循環的利用の推進及び高度化」については「容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底」、あるいは「事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援」、さらに「事業系廃プラスチックのリサイクル」、さらに12ページのところでは、循環的利用の推進に当たっての考え方ということで記載をしております。

「4）散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制」につきましては、前回の審議会の議論の中で、ポイ捨てが海ごみにつながっているということがまだまだ知られておらず、そのあたりの普及啓発が重要だという御指摘、御意見がありました。その旨が下から3行目になります。「ポイ捨てが海ごみの原因になっているということと合わせて、ごみの散乱防止とポイ捨て禁止を普及啓発していくべきである」とつけ加えてございます。

13ページ目、一番上のところに公衆用ごみ容器に関する記載、記述がございます。これについては、前回の総会でもパブリックコメントでの意見もあり、前回の総会でもさらに御意見がございました。ここでの記載はパブリックコメントを踏まえて、「今後、社会的に議論をしていく必要がある」とつけ加えた形にしております。

その下は、「5）国際的な連携」「6）東京2020大会を機とした取組」というところがございます。それらを全部まとめて表にしたものが13ページの下の方でございます。ここについての記述は今御説明しました修正と合わせる形で、ちょうど真ん中の「21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿」の2つ目のポツの後段について記述を変更しております。

14ページにつきましては、「施策の推進にあたって」というところに「パートナーシップの構築」というところが1つ目がございます。こちらにつきましては、前回さまざまな関係事業者とのパートナーシップ、環境配慮設計が重要だということで、製造販売事業者も明記をしておくべきではないかという御意見がありまして、「パートナーシップの構築」の3行目に「製造・販売事業者やリサイクル業者を含む関係事業者」と入れてございます。

「② 環境学習・消費者教育・ESDの機会提供」につきましても、前回の総会のときに都や区市町村の教育委員会と連携していくことが重要だという御指摘がありましたので、ここにつけ加えてございます。

「おわりに」のところにつきましては、こういった取り組みが経済の面でも、新たな産業の創出にもつながるところを入れておく必要があるという御意見が前回総会でしたので、2つ目の段落の3行目の真ん中のあたりに「それはイノベーションと新たな産業の創出にもつながる」という要素をつけ加えてございます。

さらにその下の段落ですけれども、最後の行に「次世代を担う若者たちなど」とつけ加えてございます。前回の総会でも、若者たちにPRするだけでなく、対話をしていく、ともに取り組んでいくことが必要だという御指摘がありましたので、それを踏まえて、記載を入れてございます。

最後の2行のところにつきましては、国のプラスチック資源循環戦略だけではなく、今、さまざまな国際的な動向もありますので、そちらも踏まえていくということをしつかり記

述すべしという御意見も前回総会でございましたので、それを反映させた形で修正をさせていただきます。

委員の皆様のお手元には、パブリックコメント、前回総会で出された意見と今回の修正箇所についての対応表をお配りさせていただいておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。

○安井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から御説明いただきました中間答申（案）につきまして、御意見、御質問がございましたらいただきたいと思います。札を立てていただければ幸いです。お願いいたします。

どうぞ。

○米谷委員 最後に御説明いただきました14ページの一番上の④の部分なのですが、「製造・販売事業者」というのが加わったことによって、ちょっと気になってしまったというところなのですが、ここは「製造・販売・使用事業者」というユーザーとしての事業者というものを入れる必要はないでしょうかという気がいたします。私どもの業界自体も使用事業者であるという認識のもとで、そこが抜けてしまっていていいのだろうかということがやや疑問でございますので、ちょっと御検討いただければと思います。

以上です。

○安井会長 何かお答えはございますか。よろしいですか。

事業者として、使用される方も含まれるということ。

○古澤資源循環推進専門課長 これは、前は環境配慮設計というところに着目をして、そこを明記しておくべきだという御意見であったかと記憶をさせていただきます。今のお話はさまざまな資源を使われる事業活動の中でも、しっかりそういうところとも連携をしていくべきだという御趣旨と思いましたので、表現はどういたしましょうか。「製造・販売事業者」や「プラスチック資源を消費する事業者」みたいに入れたほうがいいでしょうか。

○安井会長 「使用」でしょうか。

○佐藤委員 「利用」はいかがでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 そうすると、「製造・販売・利用事業者」ぐらいの表現でいかがでしょうか。

○安井会長 ほかに何かございませんでしょうか。

一応、これでよろしいとなってしまうと、中間答申を局長に提出させていただくことになってしまいますので、もちろんこれからまだ継続審議をするのでございますけれども、いかがでしょうか。いいですか。

どうぞ、大石委員、お願いします。

○大石委員 前回休んでしまっていて、ざっといただいたものを見たときに一番気になったのが12ページの「末選別で末洗浄の廃プラスチックが有価物として輸出できる場合には」の「輸出できる場合には」というところが私はとてもひっかかってしまいまして、その後書いてあることはとてもそのとおりなのですが、そもそも輸出することを前提に考えてはいけなのではないかなという意味では、「輸出できる場合には」というところがとても気になってしまいました。もともとは国内での処理が基本ではあるけれども、細

かいところですが、「輸出する場合には」ぐらいのほうがいいのかなというところが気になったというのが一つありました。

○安井会長 ごもっともですね。「輸出できる場合においても」ぐらいかもしれませんね。

事務局で何かございますか。

○古澤資源循環推進専門課長 国内でどこまでリサイクルすべきかというところで、当然これから国際的な議論も含めて、いろいろな議論があるというところだと思います。「輸出する場合には」とおっしゃいますと、逆に輸出も含めて考えるのだよということが前提になってしまいますので、現行法上では廃棄物の輸出は当然できませんが、有価物扱いで輸出できるとしても、その場合には、こういうリスクがあるのだからそこを考える必要があるという趣旨の表現でございます。

この点につきましては、後ほどの議論で少し資料を用意してございますが、4月末に開催されますバーゼル条約の締約国会議の中でも、バーゼル条約上の扱い等が議論をされる予定になっておりますので、そのあたりも含めてさらに御議論いただければと思います。

○安井会長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今の御指摘を考えると、未洗浄の廃プラスチックというのは基本的に輸出できないのではないかと思います。「できる場合には」と書いてあるのは、ほとんどあり得ないことを含んでいる趣旨だという事務局の御理解だと思いますけれども、何も知らない人を見ると、まだ輸出するつもりなのかと誤解される可能性があります。

○安井会長 確かに法律上は「有価物」と書いているから、法律上はごみではないのですよね。

○佐藤委員 廃棄物該当性は、総合的に判断すべきです。

○安井会長 岡山委員、どうぞ。

○岡山委員 文言なのですけれども、「有価物として輸出されている背後には」という言い方はいかがでしょうか。「状況に際しては」でいかがでしょうか。

○安井会長 どうぞ。

○古澤資源循環推進専門課長 現実の問題として、どこまで未洗浄のものが入っているかというところは、正確なところはわからないところだと思いますけれども、環境省もこのあたりの基準を強化して、そういうものが行かないようにしようとして取り組んでいるところと聞いております。現実には、全く入っていないわけではないと認識をしていく必要があると思います。今の御指摘のように「輸出されている背景には」というところが正確な表現ではないかなと思います。

○安井会長 ほかに何か御意見があれば。

どうぞ。

○佐藤委員 アジア諸国でのプラスチックの輸入の規制がますます強化される背景には、リスクがあるという書き方にしたほうがいいと思います。日本の会社としては有価で売れば、できれば売りたいという会社もあるわけですけれども、本当に相手国の規制がどんどん強化されているということを書いたほうが将来2～3年たってから読んでも、違和感がないのではないかなという気がします。

○安井会長 なかなか細かい議論になっていますね。

本日は、とりあえずここに問題ありということを通達認識として、最終答申に向けまし

て、もう少し議論させていただくということでおさめたいと思います。

ほかのところで、何かございませんでしょうか。

松野委員、どうぞ。

○松野委員 今さら内容についてはコメントいたしません。よくまとめられたと思います。

非常に些末なコメントなのですが、文書全体にわたって温室効果ガス、CO2という言葉がありますが、CO2を答申では大文字で書くのは、大学教員としては気になります。

○古澤資源循環推進専門課長 大変失礼いたしました。

○安井会長 最終的には、ちょっとポイントを下げましょう。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 この文書自体へのコメントではないのですが、中間答申の後の流れについて伺いたいです。国としてはいろいろな長期戦略の数字を出していますが、東京都としても、ある程度の数値目標をいつかの時点で出そうと思っているのでしょうか。

○安井会長 前提として、最初にそれを申し上げなくてはいけなかったのかもしれない。いつごろにどういうふうにするということも御説明いただければと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 御指摘のとおり、もちろん中間答申、さらに最終答申をいただきまして、都としてどのような目標を掲げる、あるいはどのような計画を組んでいくということが大変大事な我々の責任だと思っておりますので、そこは鋭意検討を進めてまいります。まだその辺のスケジュール等も含めて、今、さらに詰めているところと御理解いただければと思います。

○安井会長 御存じのように、政治的背景としてはG20なども行われるので、そこで国が何を言い出すかがわからないということもあって、しばらくそれが終わってからぐらいかなという感じもいたします。

ほかに何かございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、中間答申を局長に提出させていただきますので、そのセレモニーを行わせていただきます。

31環廃審第1号
平成31年4月17日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都廃棄物審議会
会長 安井 至

プラスチックの持続可能な利用に向けた
施策のあり方について

平成30年8月24日付30環資計第302号で諮問された事項について、別添「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について」のとおり中間答申します。
よろしくお願いいたします。

(安井会長、吉村環境局長へ手交)

○吉村環境局長 ありがとうございます。確かにお預かりしました。

○安井会長　よろしく願いいたします。

そうということで、中間答申（案）を差し上げましたが、最初に申し上げましたというか、中間答申の最後のところに書かれていることでございますけれども、今後の国際的動向、例えばG20でどういうことになるかとか、この間アフリカでも国連の会議なども行われておりますので、プラスチック資源循環戦略もいろいろ変わっていくだろうと考えられますので、さらなる具体的な施策の構築に向けて、議論を深めていくというのを本委員会でやはり考えなければいけないと考えております。

最終答申に向けての議論でございますけれども、これから事務局から資料4並びに資料5等について、あるいは参考資料1、参考資料2についての御説明をいただいて、御議論をこれから続けさせていただいて、多分1時間ぐらにかかるとは思っておりますが、そのぐらいの予定で本日は進めさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の御説明をお願いします。

○古澤資源循環推進専門課長　私のほうから、先に資料4と資料5及び参考資料について御説明を申し上げます。

まず、資料4でございます。今後、最終答申に向けて、さらに御議論をいただかなければいけない点ということで案を書いております。

1つ目が当面の施策のほうで、「ワンウェイのプラスチックの削減」ということで掲げてございます。ここにつきましては、プラスチック部会のほうでもさまざまな御議論をいただいたところでございます。プラスチック部会での議論を踏まえまして、中間答申ではレジ袋有料化に関して、実効性ある制度などを都として国に提案していくべきという趣旨が記載をされておりますが、その中で議論の論点として、対象とする包装の範囲はどこまでなのか。これはレジ袋の一体どこからどこまでをカバーするのかというところがあるかと思っております。

さらに、対象事業者の範囲というところについても、さまざまな御議論があろうと思っております。

価格設定について、どういうものが妥当なのかということがあろうと思っております。こういった点について、さらにいろいろ御意見を先生方からいただければと思っております。もちろん国のほうも、審議会なりでそういった議論を進めていくということになろうかと思っておりますが、今後、都としても御議論いただいたことを十分に踏まえて、国への働きかけなどを進めていければと思っております。

2つ目の項目が「再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」というところで、再生プラスチックの利用拡大については、国もグリーン購入法の基本方針の改定をしたり、取り組んでいるところですが、さらに国に提案すべき事項、あるいは都として取り組むべき事項として、どのような再生プラスチック利用拡大のための施策があり得るかということについても、御指摘、御意見をいただければと思っております。

「循環的利用の推進及び高度化」につきましては、大きいのは2つで、プラスチック製容器包装の分別収集の点でございます。パブリックコメントの御意見の中でも、都内は分別収集がまだ足りないのではないかとというパブリックコメントでの御意見もございました。区市町村の間にさらに分別収集を進めていただくための施策等についても御議論いただければと思っております。

容器包装リサイクル法の対象になっていない事業系、特にオフィスビルとか商業施設等から出る廃プラスチック類につきまして、リサイクルをこれからどうやって進めていくのかということの施策についても御議論いただければと考えてございます。

「その他」の項目につきましても、具体の施策についていろいろ御意見をいただければと思っております。

資料5は、「今後の審議の進め方（案）」というところでございます。先ほど会長からございましたとおり、国が中央環境審議会の答申を経まして、現在政府内において、プラスチック資源循環戦略の策定作業が進んでいると聞き及んでおります。これを6月のG20のサミットで国は発信をしていくというスケジュールになってございます。恐らくその後になると思いますが、国のほうもプラスチック資源循環戦略で掲げられましたレジ袋有料化、あるいはそのほかの施策についての具体的な検討というのが進んでくると思います。それを横目で見ながら以下のように審議を進めてはどうかとしてございます。

7～8月に再度プラスチック部会を開会させていただいて、そのあたりの状況を踏まえた具体策について2回程度御議論をいただければと思っております。その上で、8～9月ぐらいになると思います。総会を再度開催して、プラスチック部会の意見も踏まえた形で最終答申という形でまとめていただければと考えてございます。

その際、国のプラスチック資源循環戦略、国際的な動向を踏まえということがございますので、参考資料1と参考資料2にそれぞれ用意してございます。

まず、参考資料1につきましては、前回の総会でも見ていただいたものでございます。3月26日に中央環境審議会から環境大臣に答申がされた資料でございます。中央環境審議会でも最後までさまざまな議論があったと認識をしてございます。私どもの部長も小委員会の委員として議論に参加をさせていただいてまいりました。

国のプラスチック資源循環戦略について、改めての詳細な御説明はしませんが、ざっとポイントだけを改めて確認しておきますと、4ページ目のところに「プラスチック資源循環」で「リデュース等の徹底」というところがございます。ここで矢羽根が幾つかある中で、最初のところに「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、不必要に使用・廃棄されることのないよう、消費者に対する声かけの励行等のもとより、レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をはじめ、無償頒布を止め『価値づけ』をすること等を通じて、消費者のライフスタイル変革を促します」というところでございます。「その際には、中小企業・小規模事業者など国民各界各層の状況を十分踏まえた必要な措置を講じます」とございます。このあたりの具体的な仕組みをどうしていくのかというかなり重たい議論が行われると考えております。

国のほうはプラスチックの3R全体に関して、9ページから10ページまでにかけて、「マイルストーン」というところで提示がされてございます。

9ページの下の方に（リデュース）（リユース・リサイクル）でございます。（リデュース）に関しましては、「2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制」ということが書かれてございます。

（リユース・リサイクル）に関しましては、2025年までに容器包装や製品のデザインを分別容易かつリユース可能、リサイクル可能なものにしていく。

さらに2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユースまたはリサイクル、国

民各界各層との連携協働により実現をとということが記載されてございます。これは全体にかかっているフレーズと思っております。

2035年までに、全ての使用済みプラスチックをリユース、リサイクルということが掲げられています。

その下でございます。「適用可能性を勘案した上で」というところが加わって、2030年までにプラスチックの再生利用を倍増。さらにその下に「導入可能性を高めつつ」ということで、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限導入するということがマイルストーンとして記載をされてございます。

中央環境審議会の議論の中では、熱回収の位置づけでございまして、当審議会で議論をいただきましたCO2の長期目標等との関係という議論もありましたけれども、最終的にこのような形で落ち着いているというところでございます。

参考資料2のほうは、「最近の国際動向」というところでございます。簡単な資料だけで申しわけございませんが、まず1つ目は先ほど会長からございました、3月にナイロビで行われました「国連環境総会」でございまして、持続可能な消費及び生産というのが今回の国連の環境総会の大きなテーマでございましたので、例えば食品ロス等の問題も含めてさまざまなテーマが取り扱われていますが、プラスチックに関しては次のような条項が入っております。

「2030年までに使い捨てプラスチック製品を大幅に削減するなどにより、プラスチック製品の持続不可能な使用と処分によって引き起こされる生態系への被害に対処するとともに、適正な価格で環境に優しい代替品を見つけるために、民間部門と協働する」という内容が盛り込まれてございます。ここに関しましては「使い捨てプラスチック製品を大幅に削減」という表現か、その前の原案の段階では「一定の使い捨てプラスチック製品については廃絶する」という案が出ておったのですが、環境総会の中の議論で最終的にこのような表現で採択をされたと聞いてございます。

次の2つの決議も採択されたということで、1つ目が「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」というところでございまして、こちらは提案国には日本も加わってございます。この決議についてもさまざまな調整があった上で、UNEPのもとにマルチステークホルダープラットフォームを設立するといった項目が盛り込まれてございます。また、使い捨てプラスチック汚染対策に関する決議はインドから提案された決議案でございましたけれども、加盟国から支援要請があった場合に、UNEP事務局長が計画策定や実施を支援していくという内容の決議がされてございます。

2つ目は「EUのワンウェイプラスチック指令」でございまして、もちろんEUに限らず、世界各地でプラスチックに関しまして、さまざまな政策が今打ち出されているところだと思いますけれども、EUで議論が進んでおりましたワンウェイ・プラスチック指令につきましては、3月末に欧州議会が指令案を可決したというところです。その後、手続的には欧州連合理事会で承認を経て、公布をされるというところになりますが、EUの各機関の間で既に合意はされていますので、今月には承認がされるだろうと見込まれてございます。その後、公布をされまして、公布後2年以内に各国で法制化というところでございまして、既に新聞報道でも少し出ていましたが、2021年にはEU各国はこういう制度に移っていくというところでございます。

主な内容といたしましては、一つはカトラリー類とかストロー、発泡スチロールの飲料カップなど幾つかの品目につきましては、市場に乘せることを禁止という内容になってございます。

それから、弁当の容器とか、たばこのフィルター等に関して拡大生産者責任というところで、例えばものによって違うのですが、メーカーにPR経費、あるいは改修費用を求めるとか、あるいは清掃費用の負担を求めるという区分が幾つかございまして、拡大生産者責任ということが掲げられてございます。

そのほかにペットボトルの回収、プラスチックボトル全般だと思いますが、この回収率を2029年までに90%までに引き上げるという内容も盛り込まれてございます。2021年までに法制化をされていくというところで、引き続きEUの動きには注目が必要だろうと考えてございます。

最後が「バーゼル条約COP14」でございます。先ほども御報告をいたしましたけれども、現在バーゼル条約上は、プラスチックの扱いが必ずしも明確にはなっていないというところがございます。そこでこれをノルウェーが提案をして、日本も共同提案国になっていこうということなのですが、廃プラスチックとして貿易をされておりますもののうち、ミックスプラ、他の廃棄物が混入してしまったもの、汚れてしまったものについては、バーゼル条約の規制対象だよということで、付属書のリストにこういったものを追加していこうという提案が出ております。ただ、締約国各国がどういう判断になるかはわかりませんので未定ということでございます。これが仮に成立してくるとなると、また輸出の問題にも大いにかかわってくるところかなと考えてございます。

以上が資料の御説明でございます。

○安井会長　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきましたが、こういったこと、さらに最終答申に向けて、今後の進め方等に関しまして、皆様から御意見をいただきたいと思います。大体11時半ぐらいに終わる目安ぐらいでいかがでございましょうか。どなたか、ございませんでしょうか。

どうぞ、田崎委員。

○田崎委員　資料4の「最終答申に向けた主な論点（案）」で、何を議論すべきかというところ、どう進めるかというところで2点コメントしたいと思います。

1点目が、レジ袋有料化の対象とする包装の範囲ということで、レジ袋以外のプラスチック袋も入っているという議論は既にしているのですけれども、ここの主な論点では、対象とする包装の範囲とその名称を伝わりやすい言葉にしないといけないというところで、それ自身を主な論点としてまだ議論していくべきと考えています。

2つ目が、今回の中間答申の中で新たに明記されたことで、プラスチックを省エネ、省資源に資する持続可能な価値ある素材にしていくということが入っているのですけれども、多分そのまま言っても普通の方々と議論ができないと思うのです。もう少し具体化することが最終答申に向けて必要なのではないかなと考えています。今のは論点という意味で追加したらどうかという考えです。

最終答申をした後でも、どうしていくかというところで2点気になっているのは、まず今回の答申の施策の推進でもパートナーシップとか、国のほうのプラスチック資源循環戦

略のほうでも国民各界各層との連携協力というものがあるのですけれども、それはどうやってやっていくのだろうかというところをもう少し議論しないと、我々は上手に連携、協働ができないのではないかなと思いますので、それを３点目として指摘させていただきます。

もう一つは、取り組みがどう進んでいるかという情報をどうしっかり把握していくかという点が結構重要なのではないかなと思いましたので、４点目として指摘させていただきます。

以上です。

○安井会長 今の御意見はなかなか重要なところを含んでおりますが、３つ目に御指摘された国民各界との連携というものの実態をどうやるのかというのは一番難しいかもしれませんね。ここにも書かれておりますようにこのままで行ってしまいますと、また杉山委員にプラスチック部会をやっていただかなければいけないことになってしまって、そのときに国民各界との連携をどうやるのかという話も御議論いただかなければいけないことになってしまいがちなので、できましたら皆さん、今いろいろいただきました名称もなかなか難しいですね。難しい御提案がございましたので、何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○佐藤委員 まず、レジ袋については、国の規制化も相当難航するのだろーと思います。まず対象商品の明確化、薄さ、レジの前の小分け袋、宅配業者を除外するのか、コンビニ等特定の業態から始めるのか、零細業者や熱い食品をどうするか等業界団体の意見を集約するのは困難でしょう。この問題は東京都が、国に提案するというのも一つの考え方ですが、東京都として一定の条例をつくることもぜひ検討していただきたいと思います。

ワンウェイプラスチックの問題は、東京都として東京オリンピックの際の対応について説明を求められていると思います。東京都の対応について、社会の関心が高いと思います。オリンピックの委員会兆体全体に係るので東京都だけでは方針が出せないことはあると思いますが。

先ほど連携の話がありましたが、日本でさまざまな都市と連携するというと、裏を返すとそれぞれの自主的取り組みに任せるという方向に流れる可能性があります。国として一定の規制的手法や枠がないと、連携の仕方も分かりません。自主的取り組みと規制とのベストミックスのあり方というのが非常にこの連携では重要な課題だと思っています。

容器包装リサイクル法では、市町村に分別収集自体が義務化されていません。自主性に任せると、連携がしにくくなります。世界ではレジ袋、ワンウェイへの規制の動きが進んでいるということについて、東京都としてアクションをどこまでとれるかということは、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○安井会長 ありがとうございます。

広範囲にわたって御意見をいただきましたが、ほかの方で何かございませんでしょうか。

どうぞ、江尻委員。

○江尻委員 ２番目の「再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」というあたりについてなののですけれども、現在再生紙が手に入らないということで、各市町村からよく話を聞きまして、新年度に新しくつくらなくてはいけない印刷物をどうしようかということで、

相談を受けたりということがこのところ続いています。

そのときに話の中に出てくるのは、グリーン調達はどうなっていますかというお話をしますと、それは何でしたかということが実は出てくる状況になっているのです。数年前はグリーン購入やグリーン調達に関しての関心というのは非常に高かったのですが、それがここに来て、それは何だったかという状況になってきていることを考えますと、再生プラスチックの利用を拡大というところで市町村のグリーン購入について、もう一度見直しをしていくということが提案できるとよいかなと考えております。

1点だけでも、以上です。

○安井会長 ありがとうございます。

大石委員、お願いします。

○大石委員 ありがとうございます。

中間答申のほうにも入れてはいただいているのですが、私がワンウェイのプラスチックの削減のところで一番気になっているのが軽減税率の問題でして、消費税が実際に入るかどうかというのはまだ確定ではありませんが、仮に消費税が上がった場合に、今までであれば、当然お店で食べていた人がわざわざ容器に入れて持ち帰るということになれば、当然、ワンウェイのプラスチックというのはふえることが懸念されるわけで、それも含めて10ページのところに「ライフスタイルの見直し」ということで一応入れてはいただいているのですが、これは国民の側のライフスタイルということもありますし、あとはお店の側です。

きのうでしたか、コンビニ各社は消費者の自己申告で持ち帰りか、お店のイートインで食べるかということで判断することになっていましたけれども、お店の側も例えばワンウェイのプラスチックではなくて、消費者が紙ですとか、何か容器を持ってくるのであればその分考慮をしてくれるとか、もしかしたら具体的なことをもっと入れていかないと、ワンウェイのプラスチックの削減は難しいのかなというのが一つ気になっています。

以上です。

○安井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

松野委員、どうぞ。

○松野委員 第1の論点の「レジ袋有料化に関して、都が国に提案すべき事項について」で、「対象とする包装の範囲」「対象事業者の範囲」「価格設定のあり方」とありまして、この記述だけだとどこまで具体的に議論されるのかが不透明で見えないのですが、これは一番生々しくて、議論が分かれそうなところですね。ちょっと心配したまでなのですが、せっかく中間答申が今まとまったのに、これが最終答申でぼんと出てきたら大丈夫なのですか。

○安井会長 それは、やってみないとわからないのですが、先ほど来申ししておりますように、なかなか日本政府がどう動くかが読みにくいところがあって、G20で結構気合いが入っているものだから、かなりすごい提案が来るかもしれないので、現状でそこは様子見みたいな感じだと思うのですよ。6月が終わるまではしようがないのかなと個人的には思っているのです。

ですから、東京都としてお考えのことは、国よりやや先進的なところを狙いたいだけ

れども、そのやや先進的なところというのが今は見えないので、そこをどうするのかという問題だと私は個人的に思っているのですけれども、そんな感じです。今度のG20は結構気合いが入っているのですよ。

どうぞ。

○金丸委員 G20の関係もありますが、様子見は当然で、国の動きを確認しないといけないと思います。もし都が国に提案すべきという点は、東京オリンピックが一つのターゲットになるということで、時期のスケジュール感に対しても、東京都としてできるだけ早期にという提案を検討してもよいと思います。

国は国会等の関係があるので、勝手には決められない部分があると思いますが、例えば要望として、今御提案いただいているような内容が東京オリンピックに間に合うような形で、実施できるものはしていくという検討はあってもいいと思っています。

○安井会長 ごもっともなのですけれども、なかなかこれも難しい部分がないではないな。ほかの方で何かございませんか。

杉山委員、お願いします。

○杉山委員 ありがとうございます。

連携に関して、私が思っておりますところで意見を述べさせていただきます。

国の動きですとか、国際的な動きでいろいろ動きがあって難しい時期だと思うのですけれども、前々から何でこうなのだろうと思っている点が、東京の場合に多摩と23区内の施策が余りに違う。やはり私は相対的に言って多摩地域の市町村のほうが先を行っていて、23区はやはりそこに全然追いついていないという気がします。

オール東京として、せっかく東京でこういうものをつくるのですから、そのためにもっと足並みをそろえられるような方向で、東京全体として取り組んでいけるようなきっかけになればいいかなと思います。これは国際情勢とかは関係なしに東京として取り組める問題で、私は前々から廃棄物処理法の中でも、特に一般廃棄物に関してなのですから、都だけではなく、都道府県行政のあり方というのが非常に微妙で、区市町村を促すような役割はあるのだが、直接的に何もできないというか、しないというか、やりにくいという状況か、それを前々からもう少し何とかうまくできないものかなと思っているものですから、広い意味では連携ということになるかもしれませんが、何かできるはずの連携として、東京都と区市町村とが一体となってオール東京としての施策を進める。

その一つのきっかけがプラスチック問題ですし、それに追隨していろいろなことをみんなで、ぐっと東京として進められるといいかなと思っていますので、いろいろな難しい問題がたくさんあることは私も承知はしているのですが、今回のプラスチック施策のあり方について、何かをきっかけにもっと東京でできることがあるのではないかと感じています。

以上です。

○安井会長 おっしゃることはよくわかります。

東京都の多摩地区と都内の23区の違いというのは、はっきり言って、ごみ最終処分地に困っているか困っていないかで決まっているだけですからね。ですから、そういうことを考えると、日本というのは不思議な国で、ヨーロッパはあらかじめこういう枠組みという社会を決めてくれる動きというか、そこに枠組みがあるのであるのですけれども、日本というのは

何もないのですよね。まさに効率性と利便性ぐらいの追求でしか社会をつくってきていないから困らないとやらないのです。私はパリ協定以来、日本に対するカルチャーの変化を求められているのだとずっと言っているのですけれども、半分諦めているのですが、それがまだ十分に浸透していないというか無理なのかもしれない。

岡山委員、どうぞ。

○岡山委員 杉山委員に完全に同意しているのですけれども、実は言わないでおいでとおうとずっと思っていたのですが、特に反対しているわけではないのです。先ほどの中間報告の中の11ページの1行目に東京都における容器包装リサイクル法の完全実施というものが書いてあります。「東京都内には、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していない区市町村がある」とありますけれども実際は23区ですよ。プラスチック部会のあるときにもいつやるのですか、全部やりましょうとさんざん申し上げてきまして、困らせてしまっ大変申しわけなかったのですが、これを読むと、2030年までに徹底するのだろうと私は読み取りましたので10年なのだろうと考えている次第です。こちらは東京都区内の一般廃棄物の処理を法律に基づいて実施できることですから、先ほど会長が国よりも上に行くということをおっしゃるのであれば、全都下の自治体においてプラスチック製容器包装の分別、回収、リサイクルというものが徹底されれば、逆転的に日本で一番進んでいる地域になるのだと思います。それが1点です。

これは、やろうと思えば5年以内ぐらいには、各自治体さんの計画にのっとりながらやっていけるのではないかなと思っているところではあるのですが、それに少し付随していると、おとしのレジ袋の委員会のときからずっと懸案になっていたのは、容器包装の中でも特にレジ袋だったのですよね。今後の論点のところでも最初にレジ袋のことがあります。多くの委員の方々も御指摘されていましたが、実はレジ袋から議論を始めたと言っても間違いではなかった状況の中で、レジ袋においても一義的には容器包装リサイクル法の中で収集されるべきものではありませんが、こちらで連携ということもありましたよね。本来であればいろいろな事業者さん、あるいは市民と一緒に社会実験を昨年度ぐらいに行おうということがあったのですけれども、状況としましては、国がいきなりプラスチック戦略を出してきて、これの動向を見ようということで1年間待ちということになりました。

今回も今後の進め方というところを見ますと、6月のG20を受けてからどうなるか。プラスチック戦略のほうも4ページを見ますと、先ほど古澤さんが重い議論になるだろうとおっしゃっておいりましたように、これを素直に読むのであれば、具体的には法制度化していくしかないのではないかなと思うのです。もし国が法制度化を本気で考えているのであれば、各自治体において条例をつくるというのは待とうかという動きになってもいたし方ないことだろうと思っていまして、既に神奈川のように条例化したところは少し困っているといったところもありますけれども、そちらを横目に見ながらというのがここ1年間の状況だったかなと理解してございます。

ですので、この議論を7月以降に再開するというのはぜひやりたいところでありますし、今後これまで話し合ってきたこと、変わった議論にはならないのではないかなという気もしないわけではないのですけれども、それぞれ各業界あるいは個人で思うところはたくさんあるかと思うので、そちらは7月以降に深めていければいいのではないかなと考えています。個人的には、いろいろさんざん言ってきましたから繰り返しませんけれども、多

分スーパー、コンビニさんはまだいいとして、ドラッグストアなどが課題になってくるのではないのかなと過去の事例を見て考えているところです。

長くなりました。以上です。

○安井会長 ありがとうございます。

いろいろ御指摘をいただいていますけれども、確かに今は23区でプラスチックの収集をやっているところとやっていないところは多分11対12ですよ。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。

○安井会長 実を言うと、私自身は目黒区の廃棄物審議会会長なものですから、隣の世田谷との境目でなかなか問題があるのですよ。そういうこともありまして、目黒区の状況などを見ていると、お金がやたらかかっている割には隣の区がただで、そちらも見ていると、うらやましいという状況が結構起きています。この辺はこれを機に何かやらないとだめかもしれませんね。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○米谷委員 「循環的利用の推進及び高度化」に関してですけれども、前回も私、カフェでプラスチック容器を捨てるときに非常に心苦しいというお話をさせていただきましたが、プラスチック容器を捨てる際に、きれいにした状態で捨てるということを個人個人が意識するというのが、全国民がこの問題に参画する第一歩ではないのかなという気がとてもしています。そこをきれいな状態で出すか出さないかでリサイクル率というのはまるで変わってきますし、そのリサイクルの質としても上がってくるところがあります。国民一人一人に対しての負担を求めるようなことというのは、みなが言いたがらないのですけれども、そこを言っていくというのは非常に大事なところではないかと思っています。もちろんこれを義務づけるということは今の段階でとてもできる話ではありませんが、そういったキャンペーンを行うという取り組みというのは、いいかげん始めてもいいのではないのかなと思います。

とりあえず今の段階ですと、2つ目のポツの「事業系廃プラスチックのリサイクル推進について」というところに適用することになるのかもしれませんが、23区を含めての分別収集というのがきちんとできるようになれば、通常のごみを含めて有用な形で動いていけるのではないかなと思います。

以上です。

○安井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟 基本的に使用済みプラスチックごみをきれいにして出すことはいいことだと思うのですけれども、これはよく一般的に言うのですけれども、余りそこに重点を置き過ぎて、お湯を使って、洗剤を使ってというと、かえって環境負荷をふやしてしまうことがあります。そこである人が言ったように、手でさわれる程度にきれいにしたらどうかとか、その辺の書き方というか、書く場合もちょっと留意していただければと思います。

それと、先ほどのレジ袋の件なのですけれども、実は国の審議会に関して産業界ともい

ろい意見交換して、そのときにレジ袋の話が随分大きな課題になりました。特に小売りの方とか一部の方は、やるのであれば国として統一してやってほしいと。店舗でばらばらだとお客さんからクレームが来たり、はっきりわからないのですけれども、そういった意味で国としては法制化。ただ、国として金額を決めることはできないというコメントをいただいています。

以上です。

○安井会長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 コンビニでは、レジ袋とおしぼり、使い捨てのお箸とスプーン、フォークなど、何も言わなくてもサービスで付いてくることが多いです。日本の小売の方はとても丁寧で親切なのです。しかし、これらが有料だったら、販売者が勝手に袋に入れられないですよね。消費者も、必要な時に伝えられます。有料にすることによって、意識が変わり、コミュニケーションが増えると思います。

○安井会長 サービスとは何かというところの考え方が多分違うのですよね。ヨーロッパあたりだと地球を守るのがいいサービスとなってしまう。その辺が全然違うということですね。

江尻委員、どうぞ。

○江尻委員 プラスチックを全体的に考えたときに、プラスチックではない代替のものは何があるのかということもあわせて、一消費者、一市民、一生活者として考えたときにプラスチックを使わないかわりに何が使えるのか。例えば瓶であったり、缶であったり、カップであったり、レジ袋に対してはマイバッグであったりといろいろあると思うのですが、そのあたりのところが少し提案されていけると、より具体的に市民に対して近いところの存在でのプラスチックを考えるということができないかなと思います。

今、大きな項目が3つ出ていますけれども、例えば「再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」の「バイオマス」というところで、プラスチックとしてのバイオマスプラスチックという意味で恐らく書かれていると思うのですが、そうではなくて、これを紙とか瓶といったところに代用していくことが生活の中でどこまで可能なのかということを考えるきっかけを少し御提案していただき、それが先ほど杉山委員がおっしゃったようなオール東京で考えられるようなものになっていくと、非常に具体性がある、市民が一緒にかかわれるような、また、市町村も一緒にかかわれるような一つのテーマになっていくのではないかと思います。

以上です。

○安井会長 おっしゃるとおりで、バイオマスならいいというものではないのですよ。そのとおりだと思います。実際に今使っているプラスチックは一応原料がトウモロコシですからね。バイオマスのPLA、ポリ乳酸はそうですから、下手すると森林を切って、それでプラスチックをつくることになりかねないのです。

戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 3つ目の「循環的利用の推進及び高度化」の中で、容リプラのことが載っていますね。「プラスチック製容器包装の分別収集促進について」ということなのですが実行するには区も勉強が必要になります。都と相談が必要です。都も容器包装リサイクル協会と相談しなければなりません。ネックは一般のリサイクル業者がそれを扱うには5トン

未満の施設だと比較的許可はとりやすい。ところが、5トンではその区の量が片づかない。では10トンの設備を入れるというと、5トン以上は許可の範囲が違い、なかなかハードルが高い許可になります。ですから、保管施設が30万人に1カ所ということではなくて、10万人に1カ所ということで、5トン未満でも2カ所あればできるという形に緩和しなければならないと思います。一度容リ協会とその話をしたことがあります、それは言ってくれば都と相談します。という話を聞いたことがあります。プラの分別回収を進めるには、その辺の段取りをしてあげないとならないかと思います。

あと、レジ袋で、あれと思ったことがあります。先々週香港出張のとき、ペットボトルの水を4本買ったのです。ローソンでした。カウンターのところに置いて、お金を払ってもカウンターのところに置きっ放しなのです。日本だったらレジ袋を持ってきて、そこにに入れて、はいとくれるわけです。袋と言ったのですけれども知らん顔しているのですよ。何だこれかと思って、仕方なくポケットに入れて持って帰り、現地に駐在している日本人ビジネスマンに話をしたら、戸部さん、こちらでは袋は有料なのだよというわけです。2年ぐらい前に有料になったということで、彼は単身赴任をしていますから家庭の事情などはわからないで、自分もある日行ったら全然袋をくれなかったと。何で袋をくれないのかと言ったら有料になったのだよと。袋一枚で15円だと言うわけです。お金を出せば袋はもらえるのだけれども、言わなければ全然出してくれないよということです。不便ではないかということを知りましたら、決まったのだからしょうがないのではないですかと。今どうしているのかと言ったら、ポケットからマイバッグを出しました。産業界にいろいろな意見があるのかもしれませんが、決めればそんなに問題ないのかなと感じました。報告です。

○安井会長 どうぞ。

○鬼沢委員 論点の部分の3つ目の循環的利用の推進のところ、プラスチック容器包装とうたっているのですが、このときに容器包装だけではなくて、プラスチック全体のことでも検討していったらいいのではないかと思います。23区の中でも製品プラスチックも回収している区もありますので、プラスチック容器包装だけではなくとも一緒に検討していく必要があるのではないかなと思います。

○安井会長 どうぞ、宮脇委員。

○宮脇委員 循環的利用の推進と高度化の関連なのですが、今、集めるところがすごく議論になっていて、23区ですと半分は容リプラをやらないのだ、やらなければいけないという話なのですが、もう一点は実際に集めた後のリサイクルが本当に持続可能な利用になっているのかどうかというところがあります。実態とすると、例えば私も多摩地区の市の会議とかで市民の方と話をすると、我々が集めているプラスチックはどこへ行っているのかという質問が出ます。そうすると自治体の方は、これは容リ協会にお願いしているのです。だからその先は我々で指定ができないのですということで熟利用になっているのか、マテリアルに行くのか、どうなっているのかはわからないという回答をいつもされているのを聞いています。

ちょっと話が広がり過ぎるかもしれないのですが、先進的な東京都の取り組みということで、法制上は自治体として希望を出せないのですが、そういう意味で長期的に言えば、法制的にどれが一番よいのか、よいというものいろいろな面があって、

CO2の面がいいのか、コストもありますし、市民の手間暇というのもありますし、どれがいいのかがわからないのですが、何か考えていく必要があるかな、私がこうしたらいいのではないかという意見ではなくて、考えたほうがいいのではないかなということを今思っている次第です。

○安井会長 どうぞ。

○佐藤委員 循環的利用のところなのですが、プラスチック製品と事業系プラスチックの両について、法律上、汚れたものときれいなものというものが排出段階で分けられていません。ところが、リサイクルをするときは汚れたものが一つでも入ると、きれいなプラスチックを10トン集めても利用できなくなってしまうわけです。

典型は弁当ガラです。産業界汚れないような包装材プラスチックと食品残渣が入っているようなものを一緒に集めてしまうと、法律上は同じジャンルで適法なのですが、リサイクルに支障が発生する。リサイクルのためには、汚れていないものを分別して、効率的に回収するかということが非常に重要な問題です。弁当ガラは、食べ残しが完全に除去できない、悪臭の原因となるため、他のプラスチックとは分けて焼却すべきだという要望が出ています。汚れの付着の度合いに応じて、市町村の焼却炉を活用するなど、東京都ルールみたいなものを考えていただくと、受け取ったリサイクル業者も非常に効率よく、しかも、いい商品ができるのではないかと思います。

○安井会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

先ほど、宮脇委員がおっしゃった話でそう思ったのですが、やはり行く先の報告義務がないというのも変ですよ。ですから、その辺が最終的にどうなっているかの報告義務ぐらいはどこかでつけないとまずいような気がします。そのあたりも、多分国全体で考えなければいけない話なのかなという気がいたします。

ほかに何かございませんか。

最後にどうぞ。

○大石委員 最後に言うような発言ではないのですが、先ほどワンウェイのプラスチックの削減のところで、レジ袋の有料で価格の取り決めまでは国ではできないというお話だったのですが、香港は15円というところで安井先生が高いとおっしゃったのですが、今の状況で例えば3円とか5円の値段だと減っていかないのではないかなと思います。やはり先生が高いとおっしゃったその値段以上でないと、これは多分意味がないのではないかなと思いますので、そこだけ気になりましたので発言いたしました。

○安井会長 日本の常識に比べたら高いという意味で、個人的な話ではございません。

いろいろと大変有効なディスカッションをいただき、ありがとうございました。

これから先、再び杉山部会長に御苦勞をいただくことになってしまいましたけれども、そちらの議論に今のようなお話を生かしていただけたらと思う次第でございます。

そうということで、最後に吉村局長に御挨拶をいただいて終わりたいと思います。

○吉村環境局長 本日は、どうもありがとうございました。

最後に私から一言御礼を申し上げさせていただければと思います。

昨年8月に、小池都知事からプラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について諮問させていただいた後、本審議会及びプラスチック部会では大変闊達な御議論を重

ねていただきました。その成果を先ほど安井会長から中間答申としてお預かりしたところでございます。まず心より御礼を申し上げます。

この中間答申においては、パリ協定が目標としておりますC02実質ゼロに向けて、長期的にプラスチックなどの各種資源の利用のあり方を大きく変換すべきという重要な御指摘をいただいたところでございます。また、当面私ども都が取り組むべきプラスチック対策についても、幅広い観点でお取りまとめいただきました。今後引き続き国の検討状況や海外の動向を踏まえつつ、最終答申に向けて、さらに議論を深めていただくということで御苦労をおかけしますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私どもとしましては、これらの議論を踏まえまして、国への提案要求や来年度の予算、あるいは今後の計画等に反映できるよう努めてまいります。引き続き最終答申までの専門的見地からの御意見をくださいますようお願い申し上げます、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○安井会長　ありがとうございました。

事務局から何か連絡事項がございましたらお願いします。

○中島計画課長　今後、御審議をいただくプラスチック部会の日程につきましては調整をさせていただいた上で、部会の皆様に事務局のほうから御連絡させていただきます。

以上でございます。

○安井会長　ありがとうございました。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。